9/4/54,

十二、

八月十九日及び二十三日差出しの手紙共に受取りました。よく学校も卒業出来しかも優等生だつたとのこと母も君も涙を流して喜びました。文雄が云うてゐる通り叔父さんに知らせて呉んで早くないのが残念です。それより叔父さんのことについて参考になる書類を文雄の所へ届けし由 私も今一お父さんの記録を綴るつもりで一生懸命考へ頭を悩まして居ります。文雄が云うてある様に何千頁もの記録は無理と思ひますが出来得る限り最善の努力を盡して書きます。大体の考へがまとまつたら下書を文雄の所に一應送つて、それでよいか否か訂正する所があれば訂正して送り返して貰つて正式にコピー二枚をとつて送らうと思ひますがどうでせう。すぐ知らして下さい。

又文雄の病気についても考へねばならず何故文雄を小さい時日本へ連れて帰られなかつたかは（文雄は小さい時は小兒ぜん息で困り布哇の高橋ドクターの言はれるには小兒ぜん息はそのまゝほつて置くと大人になつてなかなか治りにくく一生涯難儀をせねばならず今の内に徹底的に養生する様注意されこの病気は一時国を変へたりすると不思議に治ることが多いから今の内に日本へでも連れて帰り病気を治す様にとのことで一時的の考へで連れて帰りましたがこんな永くなると思ひますがどうでせうつ） 以下遺言状の件につき書きます

（一）遺言状のオリヂナルと戸籍謄本二通（一通は文雄の国籍離脱の為布哇の日本領事館に提出の必要があるかも知れずと思ひ）本日即ち八月三十一日航空書留にて喜代子の所へ送りました。父が出したクレームのコピー（正式の方はワシントンにお父さんが提出しております）は他の書類と共に[illegible]念の為[illegible]一通は国を通して送りますから（一通）間信治に送る積りますが喜代子からも今日の手紙で[illegible]置きました

（二）文雄の出生は叔父さんは布哇では日本領事館に出生届が出してあり いはゆる二重国籍になつて居ますが村上氏が日本国籍がない方がよいと云はれたのでその手続も喜代子がサインすれば布哇の日本領事館で出来る由でした オがよからうと私も云うて置きました 謄本も念の為三通送つたのですが喜代子が文雄に手紙を出して相談すると[illegible]云つて居ました後は日本国籍の離脱の届けをすれば帰化出来ると西宮市役所の戸籍係は云つて居ました そのことは心配ないと思ひます

（三）アメリカを第一に大事に出しておそれは遺言の條件がなからうとこのことも[illegible]よく[illegible]解しました[illegible]なる場合でも幾分少くはなるが文雄は[illegible]ねばならぬと[illegible]（遺言）[illegible]十二日[illegible]る[illegible]りで又ねばならぬかせう 此日様の[illegible]力と共にあれ[illegible]

Mrs. Y. Miwa
4-6 Kawazoecho
Nishinomiya

十六

日本郵便 45
AEROGRAMME

NISHINOMIYA
HYOGO
31.VIII.54.14-16
JAPAN

Mr. Lawrence Miwa
c/o Mr. Earle Brown
40 - 3RD AVE.
NEW YORK 3, N.Y.
U.S.A.

PAR AVION
航空

この郵便物には何物も封入又は添附できません
Nothing may be contained in or attached to this letter.

こゝにも通信文を記載することができます
This space is also for correspondence.

として文も地下で知って喜んでくれるでせうし必ず返還して貰へると信じております

（四）白人を紹介してくれたろうが有難う

（三）文様が大阪へ帰った時の住所　西宮市大井手町

広島の住所　広島市横川町二丁目

呉の住所　呉市狩留賀町六五五ノ二

文様の英文の手紙を多代子が同封して送ってくれました　省三に譯して貰ってよく分りました。

文様の出生地等は戸籍

折込線

謄本にくわしく書いてあり今日知らせる積りだが今迄の手紙は大阪の事務所が書いて居りよく見るのを忘れましたから私の手紙で知らせます　ではまた手紙書きます　省三も三ヶ月振帰れ悦しく九月の三日頃一段と流します　前の手紙で百六十万円現金手持があると云って居ましたが此の度儲かって一ぺんに三百八十万円 [illegible]（弗にして一万米弗以上）になりました喜んで下さい

叔父さんも地下で喜んでゐると思ひます

八月三十日　省三よりよろしく　母より

文様どの

こゝにも通信文を記載することができます
This space is also for correspondence.

9/15/54,

十七.

文ちゃん　九月六日の手紙受取りました

ストン氏と契約したとの事ですが井上氏の云ふには、辨護士を、幾らやとうても政府から10%以上はとられないと云ふ命令があるので辨護士が三人あれば三人で五人あれば五人でそれが10%の費を三等分なり五等分なりし分け合ふのです。だから一應井上氏の意見もきいた方がよかつたのではないかと思ひましたが頼んだものは仕方ありません。

戸籍離脱の件ですが領事館の話によれば写真付きの出生certificateを必要書類を提出すればよいとの事。~~事~~こちらでするのなら写真はM.P.千葉写真、があるのですからあれを必要なサイズにして出生證明書をとり領事館に出しておきますか、又んちらでも出来ます。NEW YORKの領事館に提出すればよいのですから。

それから、部屋はもう少し安
い所はないでしょうか。
おじさんの方はなるべく早く
するようさいそくします。
来年二月十九日が期限
ですからね。
ストン氏は費用がかかるの
でしょうか。10%の費用は
政府できめられた最高
の費で、25%も弁護士
はとれないでしょう。それは!

九月十日.

Caseによって違いますか。
伊井木ザパスポート送ります
からなくさない様に
私と文ちゃんのは一緒ですから

文ちゃんへ

姉

本は受取りました

8-16-54

日本で先に遺言状をみとめん言ふと
日本人の財産を米国人か受け
つぐ様になるので日本の政府へ相續
[illegible]ぜいを払ふ様になるか、これ
もきいて下さい、

かはどちらにするか すぐし
らせて下さい

文ちゃん

9/18/54,

文雄さん九月五日差出しの手紙十二日に受取りました。途中ツツがなくニューヨークに着いたとのろすおツとしました。ニューヨークでは随分物価が高く働きながら勉強せねばならず文雄も不安なろすだろーと心配しております。時毫の件につき遺言状のオリヂナルと謄本は前の手紙でも書いた様に延代子の所へ書留で送り居られた由です。クレームのコピーはまだ送っておりません。実はクレームのコピーは一週間位して延代子の所へ送る十九と云っておりましたが、調べて見たら外の書類（お父さんがワシントンへ出した手紙やその返事等）が沢山あって、これ等を全部タイプして、文雄と延代子に送れば何も彼も様子がよく分ってよいからと申し、毎晩富三が家に帰ってからタイプして、やっと昨日は全部整ったので延代子と文雄の所へ送らうとして、その矢先に文雄からの手紙を受取り書類を送る前に取り急ぎ手紙を書きます。文雄の手紙と共に延代子からも手紙が届き、その内容は（書留の書類（遺言状のオリヂナルと謄本）を受取った）。村上氏に持って行った所、保証人の一人のインド人の住所氏名がはっきりしないから、至急タイプして送って貰い度い。保証人が外国人であれば面倒くさくなく直ぐ出来るかも分らないと云ってみたとの事でした。それに対し取りあえず、インド人の住所氏名を早く知らせなうと遺言状證明の手續が出来ますまで待ってゐるとおもい、インド人の住所氏名をタイプして送ると同時に左に述べる様な手紙を出しました。

延代子が九月八日に差出した手紙を九月十五日に受取ったが、文雄の手紙と同じ意味のものを出しておると思うが念の為クレームのコピー及び他の書類を送る積りにしておいたが送る前に急いで書そえた（一）から（五）までを写し、それに対して私共の意見として質問は延代子の意見、村上氏の立場等を尋ねました。

以下延代子へ出した手紙の内容

○文雄がいっておる遺言、状證明、以外は皆ストニキンにして貰う事になりますか。と云うのはクレームはストニキンにして貰うのですか？（それがなったらクレームのお父さんのコピーの方を文雄の方へ送るのですか？）」実は前にワシントンから送られたクレームを提出する方へ用紙が残っておれば、お父さんが出したコピーの一つはその用紙にタイプして両方へ参考に外の書類のタイプしたのと一緒に送ろうと思っております。

○ストニキンへ支払う金高は一萬三千弗と契約しました（時毫が區畫された場合に限る）と云っておりますが、此の事について富三と色々話し合いました。

文雄の前の手紙では、村上氏の手紙で

10%即ち一萬三千弗と云ってゐるのに對して文祇は非常に高いと交渉して次に五千弗位だらうと井上氏が云ってゐるから返還された場合五千弗ーと遺言状認可の費用が二百弗ー合計五千二百弗と思へば大体間違ひならうと云ってゐました。そして10%は法律家として最高でこれ以上は取るのは出来ないし、もし取ったら法律によって罰せられると云ふのですのと書いてゐましたのに、此の前の手紙では75%から30%であり10%は安いと書いてゐます。（文祇の手紙の写し(三)参照）せめて文祇が布哇に慈代子と一緒にゐるのなら、もつと相談も出来てやりよいのに、三ヶ所に分れてゐるのでなかなかやりにくく、残念でなりません。畑さんは慈代子も少安くしてゐるのだから辯護士の費用を何%支拂はれたか聞いて見たらよいではありませんか、私共が今まで何べんも手紙で尋ねたのに、どうして聞いて見ないのでせう。畑さん等もどの位返還して貰はれたか、費用等も少しも知らせられず不思儀でなりません。他の者聞けば辯護士にかけ合はれしても、よくわかってよからうと思ひます。

㊀文祇は10%で十三万弗に對し一万三千弗と云ってゐますが管理局の云ってゐる金額が十五、六万弗の時は又一万五、六千弗取られるのではありませんか。全部返って一万三千弗と契約はすべきで10%と云ふのはなくせねばならぬと思ひますがどうでせうか。

○文祇はストニ氏に契約したと書いてゐるので何か書類にサインしたものと思ひます。文祇も今少しよく考へて契約する前に私共や慈代子に相談すべきだったと思ひます。井上氏も初めは10%くれと云ってゐるし言っと文祇が手紙で云って五千弗位と思ふが、もし非常に、こみ入ったら、それ以上請求する場合があるが然し10%は最高であって、それ以上は法律によって請求出来ないことになってゐると云ってゐるが、遺言状認可の費用の場合も初め百弗位と云ひ直ぐ二百弗となるので井上氏は返還された場合はこみ入ったから最高の10%くれと云ふかも知れず又返還ならぬと云ってゐるので、ストニ氏の場合は返還されぬ時は支拂はなくてもよいとのことだし一万三千弗の中から井上氏にも支拂ふと云ってゐるので管理局や司法省とも近いし議会の人にも運動が出来る様子だし、つい相談もせず契約したものと思ひます。

○井上氏の方はとりやめてゐるのですか。最もよい方法は文祇が私共や慈代子に相談してからストニ氏に契約か否かの返事をすべきだったと思ひます。さうすれば慈代子の方で井上氏に交渉して返還されない場合は支拂はなくてもよいやうにして貰ふ

称れかけ合って見るの、六千弗位と云ってゐるが、てんな、あらまあ、なるすでなしん幾分こみ入るのも考慮に入れて七千弗なり八千弗位まで成るべく安くちゃんと契約書を取り、ストニ氏には管理局や司法省の方を盡力して貰って謝礼（二千弗位）を呈する様に約束したらよいのではなかったかと思ひます。紀代子としても村上氏の事情等も知らして相談出来るし都合がよいのですがむろん文秋の手紙を見ると契約したとのことですから、どうにもならないのではないかと思ひますがどうでせう、要するに今はインド人の住所氏名を早く知らさないと遺産を弁護所の手続が出来ないので待ってゐると思ひ急いで送ります

○クレームのコピーについて文秋は（クレームのコピーもすでにお姉さんの所へ送られたと信じてゐます）と丈けで何も書いておらず文秋の方から紀代子の方へ（クレームの提出は村上氏がするのか）、それともストニ氏に依頼するから紀代子の方から（私等で紀代子の所へもはや送ってゐると思ふ）文秋の方へ送ってくれとか何とか手紙がついてゐるかー

この手紙つき次第知らせて下さい

○村上氏とはまだ紀代子も文秋も契約はしてゐないのでせうね よほど活動してやらないとやっかいな事になりはしないかと心配してゐます。辯護士に沢山金を取られる事は、つまらぬ事でストニ氏も結局最高を請求してゐるのはなるかと思ひます。文秋も初め村上氏の手紙に対して10%は高いと交渉してゐるのにストニ氏は直ぐその場で10%で契約してゐるのはどうしたのでせう。ニューヨークへ出る途中からたし直接会って話したりしたので冷静に考へかけ合ふ餘融がなかったかも知りません

○兎に角村上氏もストニ氏も円満に協力して貰ひ費用も最少限度ですむのが望ましいと思ひます

○管理局は伯父さんが故意にクレームに金額を記入してゐなかったと云ってゐますが伯父さんとしては自分が布哇に帰ってよく調べて正しい金額を書き度いと云ってゐました昭和十六年してゐる資産目録もまだ落ちてゐるものがあると云ってゐましたが大分詳しく書いてゐますので書類と一緒に送ります 村上氏かストニ氏かどちらがクレームを提出してくれるにしてもお父さんが残して居られる財産目録は見せてよく話し合はねばならぬと思ひます。

それから伯父さんの行動の記録と文枝の記録及び証言して貰ふ書類も書いて見ました 文枝が云って居る様に沢山書くのはむつかしくやっと四頁です 君子がタイプした書類の中に伯父さんが前に管理局に自分の行動と特高警察に訊問された事を書いて提出して居られたコピーがありますからよく読んで見て下さい。私の送る記録と一緒にワシントン管理局に提出したらよいと思ひます。ストニ氏とも相談して訂正したり注意等も添って返送して下さい 証言は近所の伯父さんの納骨の後私か君子が広島へ帰って来ねばなりませんので、その外適当な人に頼んで証人になって貰ふ積りです。ですからすぐに送り返して下さい。それまで広島へ帰るのを待ってゐますから。 文枝の日本国籍離脱はどうなりましたか。喜代子にする様にしてあるのですか。今日の手紙で喜代子さんも尋ねて見ました。 新潮中央公論九月十月号二冊今日送りました。

追伸

書類を後から送らうと思ひましたが今日全部の書類を送る事にしました。一日も早く送った方がよいと思って。よく読んで他の人に見せても差しつかへないと思ふものは よく判断して見せなさい。（お父さんがワシントンへ出したクレームのコピーは私方へ保管してあり、喜代子と文枝に送ったコピーは前に残ってゐた 用紙に此の為 君子がタイプしたものです。もし伯父さんが出した分のコピーが入用なれば送ります）文枝に送ったと同じ全部の書類を喜代子さんにも送りました 以上で大体重要な事を書きました くれぐれも体をお大切にして、馴れない土地の自動車で怪我などしない様注意して下さい。

文枝どの 九月十四日

母より

①

拝啓、お便り拝見致しました。大体の事は、お母さんが書いて居られますので、それの追加です。

(1)ストン氏と会ひ、契約を結ばれたとの事ですが、局面の意外な発展に驚かされてゐます。村上氏に約六〇〇〇弗で依頼される事と、以前の手紙で了解してゐましたのですが、彼氏との間はどうするのですか。村上氏にはどんな形式で事件を頼んだのか知りませんが、とにかく彼氏との関係は円満に解決する要があります。

(2)弁護士との取引は、お商売上の取引と同じ要領でやらなければいけないと思ひます。文ちゃんは、大変、ストン氏を高く評価してゐられるやうです。その様な人が居たと云ふ事は眞に喜ばしい事です。しかし、人との接渉に際しては、決して相手に「ホレテ」はいけないと思ひます。相手が、自分にどの程度役立つか、と云ふ事を正しく判断し、その人を自分のために働いて貰ふ事は、大切な事ではあります。一〇〇％活用しないと云ふ法はありません。だが、その人に「ホレル」と云ふ事は取引上の最大のタブーです。相手にホレルと、ともすれば相手を実際より以上に見誤ったり、「与ふべき以上のものを与へたり」、その他の思はぬ過誤を侵かすおそれがあります。しかし、人は知らないうちに相手にホレ込む事が多いやうです。この事は注意を要すると思ひます。

(3)物事を決定する場合、重大なと思はれる事は、少しでも時間的余裕があれば、出来るだけその決定をのばして、充分に検討する要があります。この事は人との直接交渉において特に重要です。ある目的を達成しようと人と交渉する場合、知らず知らずのうちに、それにたいする自分の「アセリ」「希望」「欲望」その他の感情が災いして、最善なる方法による目的達成をさまたげる事があります。特に、「欲」―この場合、十三万弗のために頭へ血がのぼる―これは禁物です。欲をはなれなければいけません。人と話してゐる場合等、今すぐきめなければ機会をいっすると思ふやうな事がよく頭に浮ぶもんです。そんな時、ふら〳〵と決めて、後でしまったと思ふ事が多いやうです。そんな時、ほんの少しの間でも、その場をはなれると、実によく如何にすべきかがわかるものだと思ひます。13万弗さえもとりさえすれば、13000弗なんて安いもんだ、13万弗もとらなかったらなんにもならない、それっと云った考え方は禁物です。欲をはなれ、感情を殺して、冷静に、合理的判断のもとに、最小の投資で最大の効果と云ふ鉄則をはなれてはいけないと思ひます。

(4)文ちゃんは、以前、弁護士の費用は、「一〇％」が最高で、それ以上は法律上費用の請求が出来ない。そして、今度の場合六〇〇〇弗位のものしかいらないだらうと云って来ました。だが、今度の手紙の内容は、大分違っているやうですね。これは一体どうしたのですか。

以前、六〇〇〇弗と云ったのは、文ちゃんが村上氏に交渉して出た数字だと思ひます。この場合、(a)裁判が複雑だと云ふ口実の下に、多分により多くのものを請求されるおそれがある。(b)裁判が成功しなかった場合でも多少の費用を要求さる不安がある。(c)村上氏に財産返還に対してどれだけの確信があるのかわからない。と云ふ三つの難点があるやうに思ひます。(a)については、村上氏が「遺言状」についてとった態度―最初、一〇〇弗と云ひ、実際に際して、二〇〇弗余りを要求した態度―よりして、しっかりした契約をしないと、文ちゃんの以前の手紙よりしては最高の一〇％を要求されるおそれがありますし、又要求すると思はれます。

これに対して、ストン氏の場合は、財産がもどった時にのみ、財産の一〇％(即ち一万三〇〇〇弗)を払ふ事、又村上氏より確実らしい事の理由より、文ちゃんにとって村上氏より一層よいと思はれたのだと思ひます。

だが、この場合、ストン氏との間は一たん保留して村上氏に例へば左の様な条件で交渉する事は出来なかったのでせうか。(イ)裁判費用は、財産が返還になった場合のみ支払ふ(遺言状の手続も又同断)(ロ)その代り費用は六〇〇〇弗より七〇〇〇弗(又は八〇〇〇弗迄)に引き上げる。(ハ)そしてこの事を書類にして交換し契約する。

右の条件で、訴訟を引受けるかどうかと強い態度で村上氏にたしかめるのです。村上氏が引受けられない場合、はじめて彼氏との関係を断ち、ストン氏との間に契約の交渉をしたらいいのではなかったかと思はれます。又、費用については、「財産の一〇％支払ふ」と云ふ契約はいけません。あくまでも、13000弗と、実際の金額でなすべきです。およそ取引において、相手方が一方的に決定出来る事、こちらに不利になるかも知れないやうな条項は一切含むべきではありません。例へば15万弗財産が返った場合はどうなるのですか。

(5)以前に、文ちゃんに出した手紙に、東京銀行(元の横浜正金銀行で、世界的にも有名な銀行です)の人―小山氏―の話を書きましたが、この人は何年も日本の在外私産について実際の事務にあたって来た人です。又東京銀行は、住友銀行とともに、二〇年も三〇年も三輪商会と取引のあった銀行です。三輪の財産は、お父さんの遺言状にもとづいて簡単な裁判をすれば、返還されると、断言してゐます。銀行は割合に正確な情報網をもって居ります。又、弁護士が、よほどのトンマで(へまをやらない限り)、よき結果を期待出来ると思ひます。ですから、弁護士は「財産が返った」時にのみ費用を支払ふと云ふ条件を付した場合、自分にその訴訟に勝つ自信がなければ、決して引受けません。ですから、弁護士に事件を依頼する場合、さう云ふ条件を附する事が多いのです。そうしなければ、弁護士と云ふものは、依頼者の不安な心理を利用して、

②

事件を引のばしたり、その他色々なる事をして、依頼者から取れるだけ金を取ろうとするものです。弁護士との交渉にさいして相手に主動权をにぎられてはいけません。——一寸商売でも同じです、物を買はうとする場合、売り方に主動权をにぎられると、途方もなく高いものをつかまされます——ストン氏との初めての直接交渉にさいして、ストン氏に主動权をにぎられはしませんでしたか。文やんは、ストン氏に会ふまで、彼氏と契約しようと云う気持はなかったと思ひます。にも拘らず、契約をしたとありました点よりして、気をしているうちに心理的変化を来たし、おそらく契約書のやうなもの迄交換した事だと思ひます。ストン氏として、事件か村上氏との間に進行しつつある事を知ってゐるのですから、決定的に事件を自己のものとするために、すぐさまこのやうな行動をとったものと思ひます。村上氏にも、こちらから、いくらか金を払ってもいいと云った点よりすれば、この事件をひきうける事は、彼にとってはうまみのある商売で、この事件を逃すまいとする下心が動いていた様子はありませんでしたか。ともかく、相手との直接交渉にさいしては、相手の誘に自分が乗ってはいけないと思ひます。ストン氏との交渉がそうでなかった事を期待します。

(6) 村上氏よりストン氏に「くらがへする」必要があるとすれば、、、、父の財産の正当なる評価——13万弗ではなく、少くとも30万弗（住友銀行の評価では40万〜50万弗）昭和十六年当時の評価——による財産の返還、そして更に父の財産の競売のあった時（1948）の時価による返還（戦後のインフレによって少くとも二倍ないし三倍になっていた筈）の交渉が、ストン氏に出来るかどうかにあったと思ひます。そのやうな交渉をする能力がストン氏にありますか、——こちらとしては13万弗に対しては(4)において述べたやうに(5)(6)以の二つの条件でやり、後はとれただけの10%つまり20万弗取れたらそれの10%即ち2万弗を支払ふやうにしたいと思ってゐました。

(7) 商売についてですが、次の手紙からは書きたいと思ってゐます。ニューヨークに居るバイヤーのリストを作って送ろうと思ってゐます。都合があったら折衝されたらいいと思ひます。

(8) では、これまで、大いに頑張って下さい。

9/19/54, 六

文ちゃん　書留受取りました。早速村上さんに電話しました所　wil に証人となっている一人の外国人の住所氏名をタイプではっきりと書いてくれる様日本側に頼んであるのでそれがくるまで何も出来ないので何もしていないとの為に一時中止して呉れと話しておきました。村上氏の見解をのべて見ますと、正の遺言状をみとめて貰はないと駄目である事。その正の遺言状を日本で先に見とめて貰へば二ちらの方へはそのcopyが送らないので、米国にある財産であるから米国の地裁によって先にみとめて貰ひ、日本へcopyを送るのが本当であると思ふ。wil の中の保証人の一人が外国人である故（インド人）こちらのCourtより日本にある米国領事館を通じてでそのインド人が領事館に行って二れはたしかに三輪省三の遺言状であると指言へば費用も余りかからずサインにすむ。幸にも一人外国人がサインしているので米国領事館にまわしもらってそれが出来るか出来ないか聞き出来れは幸と思ふ、多分出来ると思ふ、

外国人のサインしていないWillであれば日本の地裁へ布哇のcourtより誓せいの紙を送り保證人の一人を呼び出して誓はせ、布哇の方へ送って返って公表するのださうです。幸にも外国人が居サインしているのでその人に米国領事館でせん誓して返ったら費用は少くてすむといはれました。だからストン氏に日本でみとめて貰っても米国領事館に認めて呉れなかった時はどうするか何故ならこれまで私二度め言ふには昨年日本に行き領事館できいた話戦前までは色々と證明書を出しておりたが戦後米国の司法省の達しにより、日本人の為には一切口出しならぬといふ命がきたので戦後は出して居らぬとの話でした。だからWillも戦前は日本の地裁でみとめて貰ったのを領事館で證明書を返へ附それですんでいたが、司法省の命によりむつかしくなったので布哇のcourtより日本の地裁で保證人の一人を呼び出してせんせいさせてくれとorderを出し、又外国人がサインしてるので布哇のcourtより米国領事館を通して誓って返い

では受取っていないとのつもりです
私は正副の遺言状、死亡證明書
しかもってゐません、Claimとのcopyは信安之
がもってゐますし、
とり急いでかいたので甚分りにくい
と思いますが、甲は、ストン氏に、
一、日本で先にみとめた遺言状は米国
領事館が證明書を出すか
一、米国に在る財産であるのに米国
に正式の遺言状があるのか不当だ
と思ふが
きいてからやりなさい！
もう一つ、財産の管理人は誰か
不在者財産の管理人になった際
なるか、財産管理人がかった時一方
三千弗の外に管理人として又弗は
なくてはいけないか、何故なら管理
人になる法律として弗はなくて
はいけないからです。村上さんのいふ
には私がなった場合外の人に弗は
なくてすむ。たとへ弗はなくてはい
けない場合でも姉弟だから感情
的にいって他人に弗ふ様にはない。

布哇のcourtで公表するのか一つやり方と言はれました。紐育館でちかふのは外国人に限る。幸インド人がサインしてゐるので、それが出来る可能性が多い。紐育館以外にとはないと駄目でも多分出来るのでせう。村上氏と手を切れる事が、それには三十要余りいる~~[illegible]~~。ストン氏が言ふのでしたら一万三千弗の~~井かけ~~も費用をとら、村上氏と分けたゞなのでせうから ストン氏に一任でcaseをhandleしたいのなら その村上氏にやる費用をまーして返へないか伺ふて見て下さい！ 何故なら今少しの金を抑へてみけなつるで分け前をやらなくてすむからです。 それから、日本で切みとめた遺言状を米国でみとめない様は又ストン氏が米国のcourtも通じてやりなほさなければならないのですがその費用を一切支もえんれるか、以上の事をたしかめて下さい。~~如~~中田さんが24share株100 valueのclaimをもつ！ているか？ 仁平さんの云ふには、中田さんは一口shareしかなら外産管理局

(1)から(5)まで [illegible]

お膝、十三日附の手紙を二つ取りました。

(1) ストニ氏の文雄宛の手紙、文雄のストニ氏宛の手紙によって次の様なる事を知り驚いてゐます。即ち中田氏が中田名儀の株（二四株）について、敵産管理局にクレームを提出してゐるやうですが中田氏にはそのやうな権利は全くありません（法律上は知りませんが）。お父さんが U.S. Miwa 商会を「株式会社」として登録する際、便宜上中田、児玉、矢野、大森等の名前を使ったに過ぎないのです。場合によっては、お母さんから中田氏に直接「何時、如何なる意思でこのやうなる事をしたか」と云ふ手紙を出して貰はうと思ってゐます。この事については、ストニ氏と相談して善処されるやう希望します。なほ、私としては、中田氏の claim に（いつまでもその気分なら）検討がすむまで、敵産管理局に対して中田氏の claim の審議を一時中止するやうに要求してはどうかと思ってゐます。

(2) 遺言状の公表は一時も早くなさるべきだと思ひます。一切の書類はお姉さんに送ってあります。きまったとしてなしうるかあればお姉さん、文チャンより指示あり次第その通り行ふ積りであります。なほ、万一の場合にそなへて、明日、地方裁判所へ行ってより詳細なる事を調べてみます。ついでに云っておきますが、日本語でつくられてゐる遺言状は、公証人立会の下に作成されてゐますので、日本の法律上有効なる遺言状であります。英語でつくられてゐる遺言状のみが裁判所での公認を必要とされてゐるのです。

(3) 中田の事件で三木がついたのですが、村上、丸本、中田、加利本等は、父不在中、三輪商会の経営或は競売に際して、トリックであったウタガヒが多分にあります。三輪商会の経営状態（競売価格の余りにも低かったことについて、お父さんが「ハワイへ行ったら徹底的に調べてやる」と何時も云ってゐたことと思ひ合せて、——（なほ、村上、丸本は永年の間三輪商会の顧問弁護士であった）——彼等は裏面で何をやってゐたかわかったものではありません。村上、丸本、中田、加利本等の行動については、前から疑問をいだいていたのですが、又ハワイの事情がわからないので黙っていたのですが、ストニ氏に事件を頼んだのは、この点よかったと思ひます。なほ、ストニ氏が新たに事件に関与する現在、村上氏に依頼していると（まだお姉さんは何も云って来ていませんが）故意に遺言状認知の手続をおくらされる恐れがあるのではないかと心配してゐます。文チャンはどう思ってゐますか。

(4) ストニ氏の弁護費用についてですが、財産返還の手数料として、約十五万円（これはすでに敵産管理局で認められている額）に対しては一万三千円。お便りにおいて述べたやうに、三輪商会の競売価格は不当であった、実際は昭和十六年に少くとも約30万円ないし40万円あったと云ふ評価に関するクレームの手数料については、返還された金額より十五万円を差引いた金額の一〇％（即ち全部で35万円返ったならば、十五万円（これに対しては一万三千円）を引いた20万円の一〇％（つまり２万円））を支払ふと云ふやうに、交渉出来るならば、交渉してはどうですか。こんな事を云ふのは、余りにもミミッチイと云う事になりますか。

(5) 社会へ出てすぐ財産返還と云ふ大きな問題の責任を負ふと云ふ事は、幸か不幸か分りませんが、ともかくその成否にかかはらず、文チャンにとっては将来称る事を行ふについての貴重な経験になると思ひます。社会人としての文チャンの腕前を大いに拝見させてもらひたいもんです。お母さんも非常に喜んでゐられます。お父さんが生きてゐられたらどんなによろこばれる事だらうかと思ってゐます。では健斗を祈ります。

省三

文雄殿

（追伸　パスポートに関係ある書類は近いうち整理し必要なものはタイプして送るやうにします）

文雄さん十三日出の手紙拝見、又英文は省三に譯して共に大変驚いてゐます。紀代子からもう二三日で返事が届けば、よくわかるから、紀代子への手紙は、それからにしようかと思いましたが、一日も早く知らさねばと省三が文雄へ書完手紙の(1)から(3)までを全部写し左れ書く私の意見をもて出します。

◎以下紀代子へ書らん意見の私が思ふあん中田さんのクレームが何年何月何日に提出されてゐるか、昭和十九年二月以降即ち御父さんが不治の病になった事を知ってからか、もしくは五月廿五日以後御父さんの死亡後出されたものなれば、明かに悪意からなされたもので、もし正当な権利のあるものなれば御父さんの生前堂々とクレームを出してゐる筈です。御父さんも私もあの手紙を受取るまで中田のクレームの事は知らず、管理局としても全株を三輪省三の財産として没収してゐるのです。◎中田さんはクレームを提出するまれ[illegible]しは上げ相談ずるか又は一応の手続を保留したか、と私は案じます。さうなると故意に英文の遺言状の認可の手続を、おくらす恐れが多分に、ありはせぬかしら——（これは遺言状の認所によって

Mrs. Yoshio Miwa
46 Kawazoecho Nishinomiya City
Hyogoken, Japan

日本郵便
45

AEROGRAMME

Mr. Lawrence Miwa
508 West 114th
New York 25, N.Y.
U.S.A.

OSAKA
20.IX.54. 8-10
JAPAN

二十.

9/25/54

PAR AVION
航空

この郵便物には何物も封入又は添附できません
Nothing may be contained in or attached to this letter.

こゝにも通信文を記載することができます

This space is also for correspondence.

（中田のクレームが何時提出されてゐるかストー二氏の方で分ると思ひます。）

今秋の裁判が文雄に移った場合中田はクレームを請求する権利がなくなるのではないですか）又この前の事件をストー二に依頼したと知れた場合今も結果はよくなからうと思ひます。しかし紀代子は最早や遺言状の謂川の手続は村上氏に依頼してあるのかと思ひます。もし依頼してゐるなれば何時出来るかと尋ね一週間目なら、一週間目で出来ると、ちゃんと返事する事、そして早くしてくれと何度もせかすのに、遺言状の手続が終る迄はストー二氏に依頼してはならぬ事、遺言状の謂所がかんじんだから、紀代子は上手に（私も仕事はあるし子供はあるし忙しくても文雄や日本から入り違ひになっては、）腹が立って仕方がないから、文雄の方へ貴方も大分ずんずんかんから姉さんの手には、かなはないから勝手にしなさいと云ってやりなされと云ふ位に文雄や私共に罪をきせて感情を害さない様に話つけたらいゝと思ひます。謂川の手続は出来れば二百弗位は入っても早くそちらでした方がよいと君も云ってゐます。日本でも出来ますが（日本語の法は日本の法律的に済んでゐます）英文の方は一寸やゝこしいらしいってゐます（多分私署をつけるのでせう）方一の時は日本語の文けもよいらしいってゐますがどうでせう。（以上文雄にも知らせます）

（君子の米国市民権は兵役の為消失した」と云ふ書類がありますか。紀代子はその書類があればよいと云ってゐました。）以上です。

次から次へと種々問題がおきますが吾家はがん張りませう。では御身大事に。仕事があった由安心しました。お元気で

母より

九月二十日

文雄どの

折込線

折込線

こゝにも通信文を記載することができます

This space is also for correspondence.